

平成 22 年 6 月 30 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2009 年度  
 課題番号：19530713  
 研究課題名（和文） 植民地教育令の制定過程に関する研究 ー台湾と朝鮮を比較してー  
 研究課題名（英文） A study on establishment process of the Ordinance of Colonial Education -Comparing Korea with Taiwan-  
 研究代表者 佐藤 由美  
 埼玉工業大学・人間社会学部・准教授  
 10399123

研究成果の概要：かつて日本の植民地であった台湾と朝鮮に公布・施行された教育令には、植民地教育の思想的な根幹が示されているはずである。しかし、日本政府が両植民地を視野に入れ、その教育方針を共通化したのは 1922 年のことだった。それ以前は両総督府の学務官僚により、それぞれの状況に応じた学校制度が整備されていたため、台湾では朝鮮と合わせるために制度が後退する事態にもなった。一方、第一次朝鮮教育令で示された綱領はその後、教育令の条文から姿を消すが、「忠良ナル国民ノ育成」は水面下で強化され続けた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育史・植民地教育・朝鮮教育令・台湾教育令

## 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の学術的背景は以下の通りである。

(1) 植民地教育令に関する初期（1970年代）の研究には、弘谷多喜夫・広川淑子・鈴木朝英「台湾・朝鮮における第二次教育令による教育体系の成立過程ー内地延長主義と民族的教育要求の体制内把握をめぐる矛盾ー」（『教育学研究』39巻1号）、広川淑子「第二次朝鮮教育令の成立過程」（北海道大学『教育学部

紀要』30号）、欄木寿男「特殊研究五 朝鮮植民地教育の展開と朝鮮民族の抵抗ー朝鮮教育令を中心にー」（世界教育史大系5『朝鮮教育史』）があった。いずれも第二次教育令を対象にしている点で共通しているが、大韓民国との国交が回復して間もない頃の、おそらくは史料的にも制約の多いなかで進められた、基礎的、且つ画期的な研究群である。

(2) その後、久保義三が『天皇制国家の教育政策ーその形成過程と枢密院ー』（勁草書房、1979）のなかで1章（第四章「植民地教育政策

と枢密院)を割き、台湾教育令、朝鮮教育令(第二次)の制定をめぐる枢密院の議論をとりあげている。植民地での教育政策をも視野に入れた日本教育史研究として注目されるが、これらを継承する植民地教育令研究はすぐには生まれなかった。

(3) しかしながら、80年代から90年代にかけて、植民地教育政策に関する国内の史料整備はかなり進展した。その中心を成すのが、阿部洋・渡部学編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』(龍溪書舎,1991年刊行終了)の刊行(なかでも第63巻~第69巻の「別集 旧韓末教育史資料一幣原坦・隈本繁吉関係文書一」と、隈本繁吉日誌の翻刻(上沼八郎によって高千穂商科大学紀要に連載 日誌は台湾時代のもの)である。隈本繁吉は台湾と朝鮮、二つの植民地を体験し、それぞれの教育令の制定に関わった学務官僚であり、『史料集成』の「隈本文書」は第一次朝鮮教育令の制定過程を解明するための貴重な一次資料となった。

(4) さらに、近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・目録篇』(龍溪書舎,1995年)、同『近代日本のアジア教育認識・資料篇』(龍溪書舎,1999年)には、帝国教育会をはじめとする日本の教育界が第一次朝鮮教育令の制定にどのように関与したのかを示す記事が多数収録され、傍系史料としての機能を果たすことになった。

(5) 筆者は上記(3)と(4)の史料をもとに、『植民地教育政策の研究【朝鮮・1905-1911】』(龍溪書舎,2000年)を公刊し、第一次朝鮮教育令の制定過程について、「第四章「朝鮮教育令」の制定と植民地教育体系の確立一寺内正毅・関屋貞三郎・隈本繁吉一」で明らかにした。同時期の研究には、井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策一第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与一」(『北海道大学教育学部紀要』62号)もある。

(6) このように植民地教育令の研究は、70年代に第二次教育令、90年代に第一次朝鮮教育令に焦点を当てた研究が発表されているが、これを通史的、比較的、総合的に研究できる時機が到来したと考えた。この10数年の間に、日本、韓国、台湾において公文書の収集・整理・公開は飛躍的に進んだ。日本では国立公文書館アジア歴史資料センターによる公文書のデジタル化、外務省外交史料館の「茗荷

谷研修所旧蔵記録」の公開、韓国では国史編纂委員会による悉皆的な日本統治下の史料調査、台湾では中央政府台湾省文献館の台湾総督府公文書の公開が行われるようになった。これらの史料のつき合せを行うことで植民地教育令制定のプロセスがより明確になると考えたことが、本研究を開始した動機である。

## 2. 研究の目的

(1) 研究目的は、かつて日本の植民地であった台湾(1895-1945)と朝鮮(1910-1945)に公布・施行された各時期の教育令の制定過程と内容の変遷について比較的に分析を行い、植民地教育の思想的根幹がどのように築かれたのかを明らかにすることである。

(2) 対象とする植民地教育令は次のとおりで、1919(大正8)年と1922(大正11)年に公布された教育令が中心となる。また、具体的には以下の(3)~(6)の諸点を明らかにする。

勅令 229 号	(第一次) 朝鮮教育令 明治 44 年 8 月 23 日公布
勅令第 1 号	(第一次) 台湾教育令 大正 8 年 1 月 4 日公布
勅令第 19 号	(第二次) 朝鮮教育令 大正 11 年 2 月 4 日公布
勅令第 20 号	(第二次) 台湾教育令 大正 11 年 2 月 6 日公布
勅令第 103 号	(第三次) 朝鮮教育令 昭和 13 年 3 月 3 日公布

(3) 第一次朝鮮教育令の制定過程については、初代朝鮮総督寺内正毅、学務局長関屋貞三郎の朝鮮教育方針、実際に条文の作成に当たったと思われる学務官僚の草案、帝国教育会の朝鮮教育令建議案などをつき合わせることによって、その全体像は解明済みである。新史料から新たな知見が得られれば再検討し、追加・修正を行う。

(4) 第一次台湾教育令は、台湾統治が開始されてから25年後に制定・公布された植民地教育令である。第一次朝鮮教育令との内容的統一が企図されたが、実際には教育制度上、台湾の方が進んでいる面もあった。台湾民衆の教育要求との狭間で、制度上の後退を意味する法的整備をどのように行ったのか、その際にどんな議論があったのかを、朝鮮・台湾両教育令の制定に関わった学務官僚隈本繁吉

の日記や新たに公開された公文書類などから明らかにする。

(5) 第二次教育令は「内地人」と「朝鮮人」及び「台湾人」との「共学」が規定されたことに特色がある。しかし、実際には「国語ヲ常用スル者」と「セサル者」に区別され、教育機会は平等には用意されなかった。この条文策定の経緯にはどのようなやりとりがあったのか。また、第二次教育令から朝鮮と台湾が同時に帝国議会、枢密院での議論の俎上に上り、条文策定のイニシアティブは総督府から日本政府に移行している。それは何故なのかを公文書類から明らかにする。

(6) 第三次朝鮮教育令の制定過程については、それを単独で扱った先行研究は管見の限り見当たらない。普通学校や高等普通学校が「内地」に準じて「小学校」、「中学校」となるところに特色があるが、史料収集の対象に含め、可能な範囲で制定過程を明らかにする。

(7) 台湾と朝鮮の両方を視野に入れながら、これら教育令の制定過程とその変遷を分析、解明することで植民地教育の思想的根幹がどのように形成されたのかを総合的に検討する。

### 3. 研究の方法

(1) 朝鮮教育令、台湾教育令に関する公文書類の悉皆的な資料調査を国内外で行う。

#### ① 国内

国立公文書館及び同アジア歴史資料センター『公文類聚』・『枢密院会議記録』、外務省外交史料館『茗荷谷研修所旧蔵記録』、国立国会図書館憲政資料室（斉藤實文書、寺内正毅文書、関屋貞三郎文書など）、大阪府立中央図書館（朝鮮総督府、台湾総督府関係資料）など

#### ② 大韓民国

国家記録院政府記録保存所、国立中央図書館など

#### ③ 台湾

国史館台湾文献館『台湾総督府公文類纂』・国立中央図書館台湾分館、国家図書館など

(2) 朝鮮教育令、台湾教育令に関する公文

書を時系列で整理した「公文書類の一覧」を作成する。韓国の政府記録保存所、台湾の国史館台湾文献館での資料調査の成果も踏まえ、クロスさせた一覧を作成する。

(3) 教育令の条文の策定に関わった朝鮮・台湾両総督や学務関係者を特定し、個人文書（隈本繁吉の日記など）や新聞・雑誌記事のなかから関係資料・記事を抽出する。

(4) (2) と (3) をつぎ合わせ、時系列で整理することによって、それぞれの制定過程の背景や実態を明らかにする。

(5) この研究では、日本統治下にあった台湾と朝鮮を比較的に分析するという手法をとる。それは筆者がこの数年間、進めてきた二つの研究にヒントを得たことである。一つは日本統治下の台湾・朝鮮留学生に関する研究で、同じ日本の統治下にあっても、台湾留学生の場合は中等教育の段階から親族で留学し、医学・薬学系の専門に進むケースが多かったのに対し、朝鮮留学生の場合は専門・高等教育段階から単独で留学するケースが多かった。植民地からの留学生という点では共通しているが、留学の背景や実態は大きく異なっていた。また、図画教科書の内容や改訂の変遷に関する研究でも、台湾と朝鮮では大きく異なる。要するに台湾と朝鮮を同時進行で見ていくことで、はじめてそれぞれの独自性が明確になり、共通する部分もまた明らかになる。植民地教育令の研究においても、比較的な分析が必須である。

(6) なお、台湾教育令下、朝鮮教育令下の学校教育の実態も視野に入れたいと考え、当時の教育を受けた方々へのインタビューを可能な範囲で行う。

### 4. 研究成果

(1) 資料調査は概ね予定していた機関で行うことができたが、海外での調査は時間的、言語的な制約から「悉皆的」とはいかなかったため、資料の中心はアジア歴史資料センターの『公文類聚』、『枢密院会議記録』となった。

(2) 韓国、台湾での史料調査のうち、特筆すべきものは、以下の2点である。

① 『朝鮮教育令及学校規定綴』（大韓民国国立中等図書館所蔵）

「朝鮮教育令改正実施ニ関スル諭告案」、

「朝鮮教育令中改正案」、「朝鮮教育令ノ規定ニ依リ朝鮮総督ノ定ムル事項ノ梗概」などが収録されている。奥付はなく、装丁を見てもいつ綴じられたものなのか判然としないが、本文から朝鮮教育令の改正のあった1920年代前半の文書と推定される。

② 国史館台湾文献館所蔵史料のうち、次の史料は本研究の一次史料となった。

「台湾教育令ノ反響ニ関スル件報告」、「改正教育令ニ依リ府医学専門学校在學生並卒業生資格ニ関スル件」、「台湾教育令施行ニ関スル件」（原本不明、地図3枚有）、「台湾教育令改正後ノ生徒並卒業生ノ資格ニ関スル件」、「台湾教育令中改正ニ伴フ小公学校並ニ実業学校名称改正方ニ関スル件」

(3) 教育令の条文制定に関わった人物を特定するために、『朝鮮総督府及所属官署職員録』、『台湾総督府及所属官署職員録』（大阪府立中央図書館、日台交流センター）から課長レベルの異動を確認した。隈本繁吉の日記に相当するような一次史料の発掘を考えたが、現時点では成し得ていない。個人文書は隈本吉のほか、斉藤實文書（国立国会図書館憲政資料室）を閲覧した。このほか、一次史料ではないが、『文教の朝鮮』や『台湾教育』の論説記事から学務局長、学務課長の言説を読み解く作業を行った。

(4) 第二次朝鮮教育令制定のために組織された臨時教育調査会のメンバーには、第一次朝鮮教育令の制定に際し、帝国教育会から急進的な教育方針を発信した三土忠造、沢柳政太郎が含まれていた。彼らの言説の変化にも注目した。

(5) 内容分析は、公文書に記録された情報を時系列に年表形式のシートに整理し、そこに官僚や教育家個人の資料から明らかになった情報を対応させるという手順で行っている。当初の計画では、第3次朝鮮教育令も検討対象に含め、論文執筆を予定していたが、そこには至らなかった。現在も研究を継続中である。

(6) これまでにわかったことの大要を示せば、以下のとおりである。台湾教育令、朝鮮教育令には、植民地教育の思想的な根幹が示されるはずであるが、日本政府が両植民地を視野に入れ、その教育方針を共通化したのは1922年のことだった。それ以前は両総督府の学務官僚により、それぞれの状況に応じた学校制度が整備されていたため、台湾では朝鮮と合わせるために制度が後退する事態にもなった。一方、第一次朝鮮教育令で示された綱領（教育方針）はその後、条文から姿を

消すが、「忠良ナル国民ノ育成」は戦時体制に進むに連れ、ますます水面下で強化され続けた。

(7) 今後の展望として考えているのは、それぞれの教育令下の学校における教育の実態を解明することである。たとえば、学校経験を伺ったインタビューのなかで、「私の頃は、小学校は義務教育になっていたの…。」と話される方がいた。実際のところ、義務教育は施行されていないが、意識としてそういう意識であったことが事実としてあるということだ。これは朝鮮の場合であるが、台湾ではどうだったのか。台湾、朝鮮それぞれの地で、水面下の統治教育思想は、どのような場面でどんな形態で浸透していったのかを明らかにしたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

(1) 佐藤由美、「日本統治下台湾からの工業系留学生－林淵霖氏の場合－」、『埼玉工業大学人間社会学部紀要』第8号、査読無、2010年、67～77頁

(2) 李省展・佐藤由美、「在日コリアン一世の学校経験－呉炳学氏の場合－」、『日本植民地教育史研究会年報』、11号、査読有、2009年、128～143頁

(3) 佐藤由美、「日本統治下台湾・朝鮮の図画教科書－国定教科書との比較分析を通して－」、科研報告書『基盤研究(B)日本植民地・占領地の教科書に関する総合的研究』、査読無、2009年、269～284頁

(4) 佐藤由美、「日本統治下朝鮮留学生にとつての「近代化」－画家・呉炳学氏への聞き取りをもとに－」、科研報告書『植民地期東アジアの近代化と教育の展開－1930年代～1950年代－』、査読無、2009年、131～141頁

(5) 李省展・佐藤由美、「在日コリアン一世の学校経験 —李仁夏氏の場合—」、『日本植民地教育史研究会年報』、第10号、査読有、2008年、58～73頁

(6) 佐藤由美、「東京美術学校の朝鮮留学生」大阪経済法科大学アジア研究所『東アジア研究』、第49号、査読無、2008年、37～51頁

〔学会発表〕（計1件）

(1) 佐藤由美「植民地教育令の制定過程に関する研究—台湾と朝鮮を比較して—」、九州大学韓国研究センター開所5周年国際シンポジウム「見る・学ぶ・暮らす—比較植民地学の樹立を目指して—」、2007年12月16日、九州大学韓国研究センター

〔図書〕（計1件）

(1) 阿部洋（編集代表）『日本植民地教育政策史料集成（台湾篇）第6集教科書編纂・各科教育関係資料（含：国語教育）』、龍溪書舎、2008年、佐藤由美、解題〔1〕「日本統治期台湾における各科教科書」、9～38頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

佐藤 由美  
埼玉工業大学・人間社会学部・准教授  
10399123

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし